

奈良市監査委員告示第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 6 年 10 月 25 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

下水道事業課

監査結果公表日 令和 5 年 6 月 30 日（奈良市監査委員告示第 11 号）

措置結果通知日 令和 6 年 9 月 10 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>下水道事業受益者負担金において、消滅時効が成立した債権の不納欠損処分を行っていない事例が見受けられた。</p> <p>下水道事業受益者負担金は、3 年にわたって納付することとなっており、時効期間の経過をもって自動的に債権が消滅する公債権であることから、各年度に納付がなかった場合、3 年にわたって順次債権が消滅する。</p> <p>しかし、所管課では、3 年分の債権が全て時効となった後にまとめて不納欠損処分を行っていた。</p> <p>不納欠損処分は、債権管理を行う上で重要な手続であり、決算額にも影響することから、債権が消滅した年度において適宜行われたい。</p>	<p>令和 5 年度から、下水道事業受益者負担金における消滅時効が完成している債権について、年度ごとに不納欠損処分を行うよう改めました。</p>

地域教育課

監査結果公表日 令和 6 年 3 月 29 日（奈良市監査委員告示第 4 号）

措置結果通知日 令和 6 年 9 月 24 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>単価契約で実施されている、奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業（バンビーランチ）において、事業の実施起案及び単価契約締結に係る起案の決裁区分が本来の決裁権者</p>	<p>令和 6 年度における奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業の実施起案及び単価契約締結に係る起案については、予算額（執行見込額）が 1,000 万円以上であったことか</p>

<p>ではなく部長専決となっていた。</p> <p>実施起案及び単価契約の決裁区分については、奈良市事務専決規程（平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号）及び奈良市教育委員会事務専決規程（昭和 49 年奈良市教育委員会訓令甲第 3 号）に規定する支出負担行為の決定額に予算額（執行見込額）を照らして判断し、また、内容の重要性等により上位者の決裁を受ける運用がなされている。</p> <p>当該事業は需用費であり、予算額（執行見込額）が 1,000 万円以上であることから、実施起案及び単価契約の決裁区分は副市長以上となる。</p> <p>適正な決裁権者まで決裁を受けられたい。</p>	<p>ら、奈良市事務専決規程及び奈良市教育委員会事務専決規程に基づき、副市長専決として決裁を受けました。</p>
---	--

福祉医療課

監査結果公表日 令和 5 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 20 号）

措置結果通知日 令和 6 年 10 月 7 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>後期高齢者医療保険料の滞納繰越事務において、調定額が本来の計数と異なっていた。</p> <p>これは、後期高齢者医療保険料の決算額における収入済額に過誤納に伴う還付未済額が含まれている場合、翌年度の滞納繰越額を算出する際、前年度の収入未済額に還付未済額を加算する必要があり、また、加算後の額が個々の未収債権の合計額と一致するかを確認する必要があるが、そのいずれも行われていなかったことが原因であった。</p> <p>滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、個々の債権の合計額を把握した上で、適正な額で調定を行われたい。</p>	<p>令和 6 年度の後期高齢者医療保険料の滞納繰越事務において、令和 5 年度の収入未済額に還付未済額を加算し、加算後の額が個々の未収債権の合計額と一致していることを確認した上で、金額を確定し、令和 6 年度滞納繰越分普通徴収保険料の調定を行いました。</p>

人事課

監査結果公表日 令和5年12月28日（奈良市監査委員告示第20号）

措置結果通知日 令和6年10月11日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>月額で支給している会計年度任用職員の報酬において、月の途中で退職した職員に求める報酬の返納額に算定誤りがあった。</p> <p>奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号）第16条及び第17条の規定に基づき、適正に事務処理を行われたい。</p>	<p>算定誤りのあった会計年度任用職員の報酬について、令和6年2月9日付で当該職員への通知を行い、同年8月15日付けで返納がありました。</p> <p>また、今後同様の事例が起こらないよう、これまで担当が個々に手計算していたが、エクセルを用いて整合性チェックができるようにしました。</p>

納税課

監査結果公表日 令和5年3月31日（奈良市監査委員告示第6号）

措置結果通知日 令和6年10月15日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>市税の滞納繰越事務において、当初調定額が本来の計数と異なっていた。</p> <p>これは、滞納繰越が納税課と課税担当課の両課にまたがった事務であることが一因と考えられる。</p> <p>滞納繰越は、債権管理を適正に行うために必要な手続であることから、両課間で適切に連携を図るとともに、前年度の収入未済額も参照した上で正確な調定額をつかまされたい。</p>	<p>市税の滞納繰越事務について、納税課及び課税担当課で会議を行い、運用方法の変更や事務処理日の調整等の見直しを図り、令和5年度決算処理時にそれぞれの調定額の数字が一致していることを確認した上で、令和6年度の滞納繰越事務においては、正確な額で調定を行いました。</p>